



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 区営土地改良事業計画変更の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 市営土地改良事業に係る換地計画認可申請の適当の決定（村づくり計画課）…………… 1
- 公共測量の実施の通知（村づくり計画課）…………… 2
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課）…………… 2
- 西原・与那原マリパークの利用料金の承認・2件（港湾課）…………… 2
- 沖縄県証紙売りさばき人の指定の取消し（会計課）…………… 4

### 公 告

- 情報公開制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 4
- 個人情報保護制度の運用状況の公表（総務私学課）…………… 6
- 港湾隣接地域を指定することについての公聴会の開催（港湾課）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了・2件（建築指導課）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了（北部土木事務所）…………… 10
- 開発行為に関する工事の完了・6件（南部土木事務所）…………… 11

### 病院事業局事項

- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（県立宮古病院）…………… 12
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（県立宮古病院）…………… 13

### 選挙管理委員会事項

- 参議院沖縄県選挙区選出議員選挙の選挙運動に関する収支報告書の要旨…………… 15

## 告 示

### 沖縄県告示第414号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、今帰仁村土地改良区から申請のあった今帰仁村土地改良区地区土地改良事業（農業用排水施設・農業用道路）計画の変更について、令和元年11月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年12月2日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 今帰仁村役場
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 沖縄県告示第415号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により、宮古島市長から申請のあった宮古島市山田地区（団体営農山漁村活性化対策整備事業）の換地計画について、令和元年11月18日その申請を適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間 令和元年12月2日から同月27日まで
- 3 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- 4 その他 この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

**沖縄県告示第416号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県北部農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 伊是名村地内（山田地区）
- 2 公共測量を実施する期間 令和元年11月8日から令和2年2月13日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第417号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第602号で同意の認定をした宜野座加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第418号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成27年沖縄県告示第603号で同意の認定をした金武加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

**沖縄県告示第419号**

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリナーパークの利用料金を承認した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 西原・与那原マリナーパーク
- 2 指定管理者 サンライズリゾート与那原マリーナ管理運営共同企業体
- 3 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 4 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額									
	単位	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上19メートル未満のもの	艇長19メートル以上のもの
係留施設(1)										

	1艇1日につき	300円	400円	500円	600円	700円	800円	900円	1,000円	1,100円
	1艇1月につき	6,000円	8,000円	10,000円	12,000円	14,000円	16,000円	18,000円	20,000円	22,000円
	1艇1年につき	60,000円	80,000円	100,000円	120,000円	140,000円	160,000円	180,000円	200,000円	220,000円
係留施設(2)	単位	艇長5メートル未満のもの	艇長5メートル以上7メートル未満のもの	艇長7メートル以上9メートル未満のもの	艇長9メートル以上11メートル未満のもの	艇長11メートル以上13メートル未満のもの	艇長13メートル以上15メートル未満のもの	艇長15メートル以上17メートル未満のもの	艇長17メートル以上19メートル未満のもの	艇長19メートル以上21メートル未満のもの
	1艇1日につき	450円	600円	750円	900円	1,050円	1,200円	1,350円	1,500円	1,650円
	1艇1月につき	9,000円	12,000円	15,000円	18,000円	21,000円	24,000円	27,000円	30,000円	33,000円
	1艇1年につき	90,000円	120,000円	150,000円	180,000円	210,000円	240,000円	270,000円	300,000円	330,000円

備考

- 「係留施設(1)」とは、西原・与那原マリンパーク内の東側岸壁の係留施設をいう。
- 「係留施設(2)」とは、西原・与那原マリンパーク内の西側岸壁の係留施設をいう。

沖縄県告示第420号

沖縄県港湾管理条例（昭和47年沖縄県条例第55号）第27条第3項の規定により、次のとおり西原・与那原マリンパークの利用料金を承認した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 施設の名称 西原・与那原マリンパーク
- 指定管理者 株式会社クリード沖縄
- 利用料金の適用年月日 令和元年10月1日
- 利用料金の額

有料施設等名	利用料金の額	
シャワー	1回につき300円	
多目的広場	平日	1時間につき4,400円（多目的広場の半分の面積を利用する場合には、2,200円）
	土曜日、日曜日及び休日	1時間につき6,600円（多目的広場の半分の面積を利用する場合には、3,300円）
軽スポーツ広場	1時間につき2,200円	
パークゴルフ場	午前8時30分から午後6時まで（受付時間）	1人1回（9ホール）につき300円
	午後6時から午後8時まで（受付時間）	1人1回（9ホール）につき500円

照明設備	1時間につき11,000円（多目的広場の半分の面積に係る照明設備を利用する場合にあっては、5,500円）
------	--

備考

- 1 「平日」とは、月曜日から金曜日まで（2に規定する休日を除く。）をいう。
- 2 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に規定する慰霊の日をいう。

沖縄県告示第421号

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）第13条第1項の規定により、沖縄県証紙売りさばき人の指定を次のとおり取り消した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所	売りさばき所の所在地	取消し年月日
名嘉正明	那覇市壺川1丁目4番15号	那覇市壺川1丁目4番15号	令和元年11月15日

**公 告**

沖縄県情報公開条例（平成13年沖縄県条例第37号）第37条第2項の規定により、平成30年度における各実施機関の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 公文書の開示請求の受付状況

（単位：件）

区分	開示請求件数
行政情報センター	1,262
宮古行政情報コーナー	0
八重山行政情報コーナー	0
警察情報センター	90
その他窓口（出先機関）	576
合計	1,928

2 実施機関別開示請求の受理状況

（単位：件）

実施機関		開示請求件数
知事	知事公室	44
	総務部	22
	企画部	17
	環境部	105
	子ども生活福祉部	26

	保健医療部	570
	農林水産部	224
	商工労働部	18
	文化観光スポーツ部	13
	土木建築部	667
	出納事務局	2
	小計	1,708
議会		2
教育委員会		87
公安委員会		9
警察本部長		81
選挙管理委員会		9
監査委員		0
人事委員会		0
労働委員会		0
収用委員会		2
海区漁業調整委員会		0
内水面漁場管理委員会		0
公営企業の管理者		23
病院事業の管理者		7
合計		1,928

3 公文書の開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	1,209
	部分開示	744
	不開示	37
存否応答拒否		1
不存在		205
取下げ		42
合計		2,238

注 開示請求の受付件数と本表の開示可否等の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定(処理)が行われたためである。

4 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	情報公開審査会							
				未処理	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	その他
20(10)	3	2	15(10)	0	7(5)	0	8(5)	1(1)	3(2)	3(2)	1

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第61条第2項の規定により、平成30年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 個人情報の開示請求等の受付状況

(単位：件)

区分	行政情報センター	宮古行政情報コーナー	八重山行政情報コーナー	警察情報センター	その他窓口(出先機関)	計
開示請求	1,596	0	0	134	972	2,702
文書による開示請求	52	0	0	134	22	208
口頭による開示請求	1,544	0	0	0	950	2,494
訂正請求	0	0	0	0	0	0
利用停止請求	0	0	0	0	0	0
合計	1,596	0	0	134	972	2,702

注 本庁各担当課における「口頭による開示請求」は、行政情報センターに計上した。

2 実施機関別の開示請求等の受付状況

(単位：件)

実施機関	開示請求		訂正請求	利用停止請求	計	
	文書による開示の請求	口頭による開示の請求				
知事	知事公室	2	0	0	0	2
	総務部	10	0	0	0	10
	企画部	1	0	0	0	1
	環境部	0	1	0	0	1
	子ども生活福祉部	23	0	0	0	23
	保健医療部	12	97	0	0	109
	農林水産部	0	0	0	0	0
	商工労働部	2	17	0	0	19
	文化観光スポーツ部	0	39	0	0	39
	土木建築部	12	0	0	0	12

	出納事務局	0	0	0	0	0
	小計	62	154	0	0	216
教育委員会		5	863	0	0	868
公安委員会		1	0	0	0	1
警察本部		133	0	0	0	133
選挙管理委員会		0	0	0	0	0
監査委員		0	0	0	0	0
人事委員会		3	1,472	0	0	1,475
労働委員会		0	0	0	0	0
収用委員会		2	0	0	0	2
海区漁業調整委員会		0	0	0	0	0
内水面漁場管理委員会		0	0	0	0	0
公営企業の管理者		0	0	0	0	0
病院事業の管理者		2	5	0	0	7
	合計	208	2,494	0	0	2,702

## 3 文書による開示請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	開示	61
	部分開示	137
	不開示	8
	不開示（不存在）	37
取下げ		0
検討中		0
合計		243

注 文書による開示請求の受付件数と本表の合計件数が一致しないのは、1件の請求に対して複数の決定（処理）が行われたためである。

## 4 訂正請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	訂正決定	0
	不訂正決定	0
取下げ		0
検討中		0

合計	0
----	---

5 利用停止請求の処理状況

(単位：件)

区分		件数
決定	利用停止決定	0
	利用不停止決定	0
取下げ		0
検討中		0
合計		0

6 不服申立ての処理状況

(単位：件)

不服申立て	取下げ	未処理	諮問	個人情報保護審査会							
				未処理	審議中	取下げ	答申	答申の内容			
								認容	一部認容	棄却	却下
11(7)	0	0	11(7)	0	0	0	10(6)	1(0)	1(1)	8(5)	0

注 括弧書の件数は、前年度からの処理継続に係るもので内数である。

平成30年度の審査請求に係る諮問済11件のうち、10件について答申した（事案併合があったため、諮問件数と答申件数は一致しない。）。

このほか、重要事項13件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件、個人情報保護制度関係11件）の諮問があり、2件（特定個人情報評価書1件、条例改正1件）について答申した。

港湾法（昭和25年法律第218号）第37条の2第2項の規定により、港湾隣接地域を指定することについて次のとおり公聴会を開催する。

令和元年11月29日

運天港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 日時 令和2年1月17日 午後2時開始
- 場所 呉我公民館 名護市字呉我114番地
- 指定しようとする地域 運天港呉我地区 基点k-91と基点k-91から56度41分29秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線、基点k-91から基点2010までを順次直線で結んだ線、基点2010から342度24分35秒に引いた線と水際線が交差する点を結ぶ線及び水際線により囲まれた陸域
  - 基点k-91 四等三角点仲尾（北緯26度37分48秒9321、東経128度00分38秒8127）から269度56分56秒499.16メートルの地点
  - 基点k-92 基点k-91から264度09分42秒1.82メートルの地点
  - 基点k-93 基点k-92から188度42分12秒1.52メートルの地点
  - 基点k-94 基点k-93から173度37分31秒18.43メートルの地点
  - 基点k-95 基点k-94から168度48分04秒0.60メートルの地点
  - 基点k-96 基点k-95から163度49分11秒18.19メートルの地点
  - 基点k-97 基点k-96から170度51分11秒19.89メートルの地点
  - 基点k-98 基点k-97から158度37分08秒1.11メートルの地点
  - 基点k-99 基点k-98から159度27分46秒4.60メートルの地点
  - 基点k-100 基点k-99から159度02分31秒14.13メートルの地点



基点k-101 基点k-100から158度50分29秒19.29メートルの地点  
基点k-102 基点k-101から159度31分17秒6.42メートルの地点  
基点k-103 基点k-102から158度39分46秒12.92メートルの地点  
基点k-104 基点k-103から158度13分16秒20.71メートルの地点  
基点k-105 基点k-104から162度58分05秒1.84メートルの地点  
基点k-106 基点k-105から154度58分31秒20.61メートルの地点  
基点B-11 基点k-106から133度54分07秒7.27メートルの地点  
基点B-10 基点B-11から84度59分31秒3.56メートルの地点  
基点B-9 基点B-10から130度01分51秒10.64メートルの地点  
基点B-8 基点B-9から129度39分17秒2.62メートルの地点  
基点B-7 基点B-8から128度55分35秒17.39メートルの地点  
基点B-6 基点B-7から126度51分08秒20.00メートルの地点  
基点B-5 基点B-6から126度50分57秒20.00メートルの地点  
基点B-4 基点B-5から126度51分18秒19.99メートルの地点  
基点B-3 基点B-4から126度51分06秒20.00メートルの地点  
基点B-2 基点B-3から126度51分36秒5.75メートルの地点  
基点B-1 基点B-2から172度36分45秒7.07メートルの地点  
基点k-118 基点B-1から122度47分03秒9.33メートルの地点  
基点k-119 基点k-118から125度10分40秒8.71メートルの地点  
基点k-120 基点k-119から152度32分05秒12.52メートルの地点  
基点A-16 基点k-120から140度58分31秒4.46メートルの地点  
基点A-15 基点A-16から81度51分00秒15.08メートルの地点  
基点A-14 基点A-15から126度51分06秒5.00メートルの地点  
基点A-13 基点A-14から126度51分06秒20.00メートルの地点  
基点A-12 基点A-13から126度51分30秒4.99メートルの地点  
基点A-11 基点A-12から123度59分26秒15.02メートルの地点  
基点A-10 基点A-11から123度59分07秒20.02メートルの地点  
基点A-9 基点A-10から124度42分35秒20.01メートルの地点  
基点A-8 基点A-9から126度51分13秒165.55メートルの地点  
基点A-7 基点A-8から126度44分08秒14.49メートルの地点  
基点A-6 基点A-7から125度47分14秒20.21メートルの地点  
基点A-5 基点A-6から123度26分41秒20.39メートルの地点  
基点A-4 基点A-5から120度30分54秒13.51メートルの地点  
基点A-3 基点A-4から118度19分40秒7.05メートルの地点  
基点A-2 基点A-3から115度14分46秒20.59メートルの地点  
基点A-1 基点A-2から110度38分57秒2.88メートルの地点  
基点820 基点A-1から110度39分58秒17.71メートルの地点  
基点812 基点820から106度04分42秒20.59メートルの地点  
基点804 基点812から101度29分30秒20.59メートルの地点  
基点796 基点804から96度54分49秒20.59メートルの地点  
基点792 基点796から93度35分11秒8.96メートルの地点  
基点789 基点792から182度41分08秒3.75メートルの地点  
基点k-140 基点789から93度05分12秒11.81メートルの地点  
基点k-141 基点k-140から90度27分02秒20.98メートルの地点  
基点k-142 基点k-141から83度15分40秒21.00メートルの地点  
基点k-143 基点k-142から78度48分16秒21.00メートルの地点  
基点2010 基点k-143から74度15分08秒16.08メートルの地点

- 4 意見の申出の方法及び提出期限 指定しようとする地域に関し利害関係を有する者で、公聴会に出席して意見を述べようとするものは、令和元年12月27日までに、意見の要旨、住所及び氏名を記載した書面を沖縄県土木建築部港湾課に提出すること。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年8月10日 沖縄県指令土第630号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市宇堅荒吹原481番1ほか71筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市字江洲457番地1 株式会社大知 代表取締役 呉章赫
- 5 検査済証番号 令和元年11月12日 第4605号
- 6 工事完了年月日 令和元年6月1日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成29年6月28日 沖縄県指令土第504号、平成29年8月1日 沖縄県指令土第548号（変更）、平成30年10月19日 沖縄県指令土第785号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 うるま市勝連南風原上原3505番1ほか166筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路、公共下水道、緑地及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 うるま市勝連南風原4090番地 有限会社OnTimeStaffing 代表取締役 金城しのぶ、宜野湾市新城二丁目9番19号 株式会社ライト工務店 代表取締役 島袋徳秀
- 5 検査済証番号 令和元年11月13日 第4606号
- 6 工事完了年月日 平成30年10月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県北部土木事務所長 玉 城 佳 卓

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年2月28日 沖縄県指令北土第142号、令和元年6月6日 沖縄県指令北土第328号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 名護市字済井出済井出220番、221番、225番、226番1、226番4、1208番及び1209番1
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路、避難通路及び緑地
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）

- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 那覇市首里寒川町2丁目31番地ミオビエント首里花御内202  
合同会社ユーモレスク 代表社員 横山静夫
- 5 検査済証番号 令和元年10月18日 H第6号
- 6 工事完了年月日 令和元年10月16日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年5月21日 沖縄県指令南土第565号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川356番10及び356番14
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山1168番地3 2F 大城恭平
- 5 検査済証番号 令和元年9月26日 N第982号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月9日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年6月19日 沖縄県指令南土第678号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字喜屋武40番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字喜屋武5番地キャロットハウス101 島元斉
- 5 検査済証番号 令和元年9月27日 N第983号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月16日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成30年1月5日 沖縄県指令南土第1号、平成30年10月23日 沖縄県指令南土第840号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字大名大名原230番1、230番6及び230番11の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字照屋18番地南風原第一団地4-201 大城美奈子
- 5 検査済証番号 令和元年10月9日 N第984号
- 6 工事完了年月日 令和元年9月30日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 齊

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和元年6月19日 沖縄県指令南土第287号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字翁長浜崎原864番9及び864番23それぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 那覇市上之蔵1丁目3番25-602号コンフォート新都心 堀切健

士

- 5 検査済証番号 令和元年10月9日 N第985号  
6 工事完了年月日 令和元年9月25日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年3月14日 沖縄県指令南土第99号  
2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原644番1  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 糸満市字潮平791番地県営潮平高層住宅506号 要大悟  
5 検査済証番号 令和元年10月23日 N第986号  
6 工事完了年月日 令和元年9月24日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和元年11月29日

沖縄県南部土木事務所長 多 嘉 良 斉

- 1 開発許可年月日及び指令番号 平成31年2月28日 沖縄県指令南土第65号  
2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字座波仙原623番4  
3 公共施設 なし  
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 宜野湾市我如古二丁目27番6-202号サンクチュアリ 木下亮  
5 検査済証番号 令和元年10月23日 N第987号  
6 工事完了年月日 令和元年10月1日

## 病院事業局事項

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

- 1 調達する物品等の種類 アンギオシステム  
2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。  
(1) 県が発注する物品の製造、買入れ、売払い等の競争入札に参加する者の資格に関する規程（昭和47年沖縄県告示第69号）に基づく競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。  
(2) 調達する物品又はこれと類似する物の製造及び納入に関し実績を有する者であること。  
(3) 調達する物品に関し、仕様書に示す各項目を満たすものを供給することができ、点検整備の体制及び部品等の供給体制が確立されており、かつ、故障時の障害を速やかに復旧させるための対応ができる者であること。  
3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの  
4 申請の方法等  
(1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格（以下「入札参加資格」という。）の登録を申請する者は、次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。  
ア 一般競争入札参加資格登録申請書

- イ 法人にあつては、登記事項証明書  
ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元（分）証明書  
エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類  
オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類  
カ その他入札説明書に定める書類
- (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先  
ア 一般競争入札参加資格登録申請書の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付  
イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から令和元年12月24日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
- (4) 申請書等に使用する言語及び通貨  
ア 言語 日本語  
イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から令和2年1月8日（水曜日）までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。  
(1) 商号又は名称  
(2) 住所又は所在地  
(3) 氏名（法人にあつては、代表者の氏名）  
(4) 使用印鑑  
(5) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額  
(6) 電話番号
- 8 入札参加資格の取消し等  
(1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。  
(2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。
- 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県立宮古病院が実施するアンギオシステムに係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

令和元年11月29日

沖縄県立宮古病院長 本 永 英 治

1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 アンギオシステム 一式  
(2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。  
(3) 納入の期限 令和2年3月31日（火曜日）  
(4) 納入の場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段  
(1) 入札に参加する者に必要な資格 令和元年11月29日付け沖縄県公報定期第4796号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告によるアンギオシステムに係る入札参加資格を有すると認められた者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付
- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所
- (1) 時期 この公告の日から令和元年12月24日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院総務課 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- 4 契約条項を示す期間及び場所
- (1) 期間 この公告の日から令和元年12月24日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 3(2)の場所
- 5 入札執行の日時及び場所
- (1) 日時 令和2年1月8日（水曜日）午前10時
- (2) 場所 沖縄県立宮古病院3階講堂2
- 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までに3(2)の場所に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。
- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- 8 入札説明書及び仕様書の交付
- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から令和元年12月24日（火曜日）まで（土曜日及び日曜日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所
- 9 落札者の決定の方法
- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- 10 契約保証金 契約締結の際は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- (1) 保険会社との間に沖縄県立宮古病院長を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合
- 11 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地
- (1) 名称 沖縄県立宮古病院総務課

- (2) 所在地 〒906-0013 宮古島市平良字下里427番地1 電話番号0980-72-3151
- 12 契約の手続において使用する言語及び通貨
  - (1) 言語 日本語
  - (2) 通貨 日本国通貨
- 13 その他必要な事項
  - (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
  - (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
    - ア 期限 令和2年1月7日(火曜日)午後5時
    - イ 方法 簡易書留郵便により3(2)の場所に提出すること。
  - (3) 最低制限価格 設定しない。
  - (4) その他 詳細は、入札説明書による。
- 14 Summary
  - (1) ARTICLES TO BE PURCHASED AND QUANTITY  
Angiography System 1 set
  - (2) DELIVERY PERIOD  
The date in March 31, 2020 designated by Okinawa Prefectural Miyako Hospital
  - (3) DEADLINE FOR THE SUBMISSION OF TENDER APPLICATION FORMS  
5:00 p.m. December 24, 2019
  - (4) DATE AND TIME FOR BIDS  
10:00 a.m. January 8, 2020
  - (5) CONTACT  
Facilities Administration Division Okinawa Prefectural Miyako Hospital  
427-1 Hirarashimozato, Miyakojima City, Okinawa, 906-0013 Japan  
Telephone 0980-72-3151

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第45号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、令和元年7月21日執行の参議院沖縄県選挙区選出選挙における各候補者の出納責任者から提出された「選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨」を次のとおり公表する。

令和元年11月29日

沖縄県選挙管理委員会  
委員長 当 山 尚 幸

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行参議院沖縄県選挙区選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,939,200円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	安里繁信	候補者届出政党 又は所属党派	自由民主党	期間	令和元年5月15日から 令和元年8月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	儀保忠				

<p>収 入</p> <p>主たる寄附 〔氏名〕 〔団体名〕</p> <p>自由民主党</p>	}	<p>支 出</p> <p>人件費 2,515,000 円</p> <p>家屋費 5,466,319 円</p> <p>選挙事務所費 5,466,319 円</p> <p>集会会場費 0 円</p>
(職 業)		(寄附額)
政治団体		15,000,000 円

その他の寄付	0 件	0 円	通信費	18,484 円
その他の収入		5,000,000 円	交通費	65,854 円
今回計		20,000,000 円	印刷費	3,032,136 円
前回計		0 円	広告費	8,707,888 円
総計		20,000,000 円	文具費	154,575 円
			食糧費	95,017 円
			休泊費	0 円
			雑費	779,546 円
			今回計	20,834,819 円
			前回計	0 円
			総計	20,834,819 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	238,000 円
ビラの作成	783,000 円
ポスターの作成	920,336 円
選挙事務所の立札及び看板の類の作成	379,080 円
選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	198,720 円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
政見放送のための録画等	2,160,000 円
計	4,679,136 円

報告書受理年月日	令和元年8月5日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	高良鉄美	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	令和元年5月8日から 令和元年7月31日まで 第1回分
出納責任者氏名	上江洲史江				

収 入			支 出	
主たる寄附 （氏名） （団体名）	（職 業）	（寄附額）	人件費	家屋費
中野清光	弁護士	100,000 円	選挙事務所費	1,795,360 円
親富祖真徳	無職	20,000 円	集合会場費	0 円
新川秀清	無職	50,000 円	通信費	151,067 円
比嘉美代子	無職	20,000 円	交通費	181,529 円
稻嶺勉	無職	20,000 円	印刷費	2,395,700 円
その他の寄付	46 件	411,000 円	広告費	600,480 円
その他の収入		3,000,000 円	文具費	19,404 円
今回計		3,621,000 円	食糧費	152,482 円
前回計		0 円	休泊費	40,764 円
総計		3,621,000 円	雑費	7,106 円
			今回計	6,478,192 円
			前回計	0 円
			総計	6,478,192 円

項 目	金 額
選挙運動用通常葉書の作成	248,200 円
ビラの作成	797,500 円
ポスターの作成	1,252,416 円



支出のうち公費負担相当額	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	246,240 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	182,520 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	171,720 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	2,898,596 円

報告書受理年月日	令和元年7月31日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	磯山秀夫	候補者届出政党 又は所属党派	NHKから国民 を守る党	期間	令和元年7月4日から 令和元年8月1日まで 第1回分
出納責任者氏名	磯山秀夫				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		0 円
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)	家屋費		0 円
			選挙事務所費		0 円
NHKから国民 を守る党	政治団体	27,143 円	集会会場費		0 円
			通信費		21,196 円
			交通費		0 円
			印刷費		5,947 円
			広告費		0 円
			文具費		0 円
			食糧費		0 円
その他の寄付	0 件	0 円	休泊費		0 円
その他の収入		0 円	雑費		0 円
今回計		27,143 円	今回計		27,143 円
前回計		0 円	前回計		0 円
総計		27,143 円	総計		27,143 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報告書受理年月日	令和元年8月1日	第1回報告分
----------	----------	--------

候補者氏名	玉利朝輝	候補者届出政党 又は所属党派	無所属	期間	令和元年7月4日から 令和元年8月5日まで 第1回分
出納責任者氏名	渡久地政司				

収 入			支 出		
主たる寄附			人件費		0 円
〔氏名〕	(職業)	(寄附額)	家屋費		0 円

(団体名)			選挙事務所費	0 円
			集合会場費	0 円
			通 信 費	15,664 円
			交 通 費	25,717 円
			印 刷 費	172,800 円
			広 告 費	68,904 円
			文 具 費	45,592 円
			食 糧 費	878 円
その他の寄付	0 件	0 円	休 泊 費	0 円
その他の収入		329,555 円	雑 費	0 円
今 回 計		329,555 円	今 回 計	329,555 円
前 回 計		0 円	前 回 計	0 円
総 計		329,555 円	総 計	329,555 円

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0 円
	ビラの作成	0 円
	ポスターの作成	0 円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0 円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0 円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0 円
	政見放送のための録画等	0 円
	計	0 円

報 告 書 受 理 年 月 日	令和元年8月5日	第1回報告分
-----------------	----------	--------

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
--	---